**平成２２年（フ）第３７１号**
青森市筒井２丁目８番27号
債務者　芹澤　徳子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３７３号**
青森県むつ市大字田名部字斗南岡32番地425
債務者　板橋　　亨
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３７４号**
青森市桜川７丁目１番８号
債務者　渡邊　賢二
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３９１号**
青森市松森１丁目９番８号　ビュー松森Ｂ―102
債務者　川田　新一
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３９４号**
青森市大字新城字山田677番地659
債務者　成田　雅美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１５号**
青森県五所川原市若葉１丁目10番28―６号
債務者　和田　和子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第４８号**
熊本県上天草市姫戸町姫浦3033番地18
債務者　須﨑　啓子（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２２年（フ）第９４５号**
東京都福生市武蔵野台２丁目５番地１ファインコート武蔵野台Ｂ―201号室
債務者　佐藤　嘉徳
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第４４８号**
静岡県浜松市中区高丘東５丁目４番８号　榊原コーポ101号、前住所静岡県浜松市中区高丘東５丁目３番３号　サンク・エスＡ―203号
債務者　千葉　明美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第２４０号**
長崎県佐世保市原分町1121番地６、旧住所長崎県佐世保市横尾町2178番地
債務者　中野　正義
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第２４１号**
長崎県佐世保市原分町1121番地６、旧住所長崎県佐世保市横尾町2178番地
債務者　中野由美子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第２４５号**
長崎県佐世保市大黒町332番地２
債務者　末森雄一郎
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第２４６号**
長崎県佐世保市長坂町666番地４、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町下組郷542番地２
債務者　筴　　久子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２２年（フ）第１３２２４号**
東京都足立区西新井６丁目43―３
債務者　土金　寿代
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１１号**
沖縄県うるま市字昆布1275番地　ニューコートニー302
債務者　宮城　有子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部